柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止について

柔道整復師療養費(以下「療養費」という。)について監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが認められたので、下記のとおり、当該不正な請求を行っていた柔道整復師に対し、療養費の受領委任の取扱いを中止とすることを決定しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師

施 術 管 理 者 蛭田 好修 (ヒルタ ヨシノブ) (38歳)

施 術 所 名 喜楽整骨院

施術所所在地 福島県いわき市内郷内町堤田 45

開 設 者 蛭田 好修(ヒルタ ヨシノブ)

2 受領委任の取扱いの中止年月日

令和5年3月23日

(当該柔道整復師は、以後5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。)

3 受領委任の取扱いを中止とする根拠

柔道整復師の施術に係る療養費について

(平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知 最終改正:令和 4 年 5 月 27 日付け保発 0527 第 2 号厚生労働省保険局長通知)

4 受領委任の取扱いの中止に至った経緯

患者から当該施術所の療養費の請求について、医療費通知を確認したところ通院日数が、実際に通院した以上の日数になっている、一部負担金を一律の金額で支払っているとの情報提供があったことから、個別指導を実施したところ不正請求の疑義が生じた。その後、患者調査を実施したところ、不正請求が強く疑われたため、令和4年10月5日から令和5年1月31日までの間において、延べ7日間、計5回の監査を実施し、監査の結果として「5 受領委任の取扱いの中止に至った理由」に記載した不正請求の事実を確認した。

- 5 受領委任の取扱いの中止に至った理由
- (1) 実際に行った保険施術に行っていない保険施術を付け増して、療養費を不正に請求していた。
- (2) 実際には療養費の支給対象外の症状に対して行った施術について、療養費の支給対象の負傷に対する施術として療養費を不正に請求していた。
- (3) 保険施術を行った際に、施術内容にかかわらず、定額料金を一部負担金として患者から受領していた。
- (4) 実際に患者が通院していないにもかかわらず、通院し施術を行ったように施 術録に不実記載していた。
- (5) 施術録に虚偽の負傷原因を記載していた。
- (6) 施術録に施術経過所見を記載していなかった。
- 6 療養費の不正及び不当請求額

監査において判明した不正請求額(国保の合計)

- ・不正請求額 3名分 19か月分 218,149円
- (注)上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の 金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、 残りの費用は、患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求 できる取扱いのことです。